

奨学生の誓約事項

1. 給付を受けた奨学金は修学上必要な資金として使用いたします。
2. 別表1に規定する該当事項が生じた時は、届出書を速やかに提出します。また正当な理由がなく書類の提出を怠ったときは、奨学金の給付の休止または停止の措置を受けます。前記の措置において、損害が生ずることがあっても同窓会に責任を問いません。
3. 同窓会活動に積極的に参加することを約束します。
 ◇支部総会や同窓会総会・懇親会、同窓会の行事などに参加し協力します。
4. 期日までに奨学生「活用レポート」を提出します。
5. 誓約事項に要する費用はすべて負担します。
6. この誓約に関し疑義が生じたときは、北九州市立大学同窓会の指示に従います。

以上

届出書

(別表. 1)

| 書類提出を要する事項 | 提出書類の名称 | 提出時期 |
|-------------------------------|---------------------------------|------------|
| 本人が休学したとき | 休学届 (休学を証明する書面を添付) | 事実発生後直ちに |
| 本人が復学したとき | 復学届 (復学を証明する書面を添付) | 事実発生後直ちに |
| 本人が転学したとき | 転学届 (転学を証明する書面を添付) | 事実発生後直ちに |
| 本人が退学したとき | 退学届 (退学を証明する書面を添付) | 事実発生後直ちに |
| 奨学金の給付を辞退したいとき | 辞退届 | 辞退しようとするとき |
| 他の給付型奨学金を受給するようになったとき | 辞退届 | 事実発生後直ちに |
| 本人および保護者、保証人の氏名または住所に異動があったとき | 異動届 (住民票等による異動の事実を証明する書面を添付) | 事実発生後直ちに |